

雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する告示案要綱の概要

専門実践教育訓練の対象となる情報通信技術に関する資格取得を目的とした教育訓練について

指定基準(案)

(課程レベルの要件)

- ① 情報通信技術に関する資格のうち中長期的なキャリア形成に資するものとして職業能力開発局長が定める基準(※)に該当するものの取得を訓練の目標とする課程であること

※目標とする資格のレベルが、当該資格を用いて独力で職務を遂行できる基準(ITスキル標準(ITSS))(注)レベル3以上)に達していること

(注)経済産業省により公表されている各種IT関連サービスの提供に必要とされる能力の分野・水準を明確化・体系化した指標

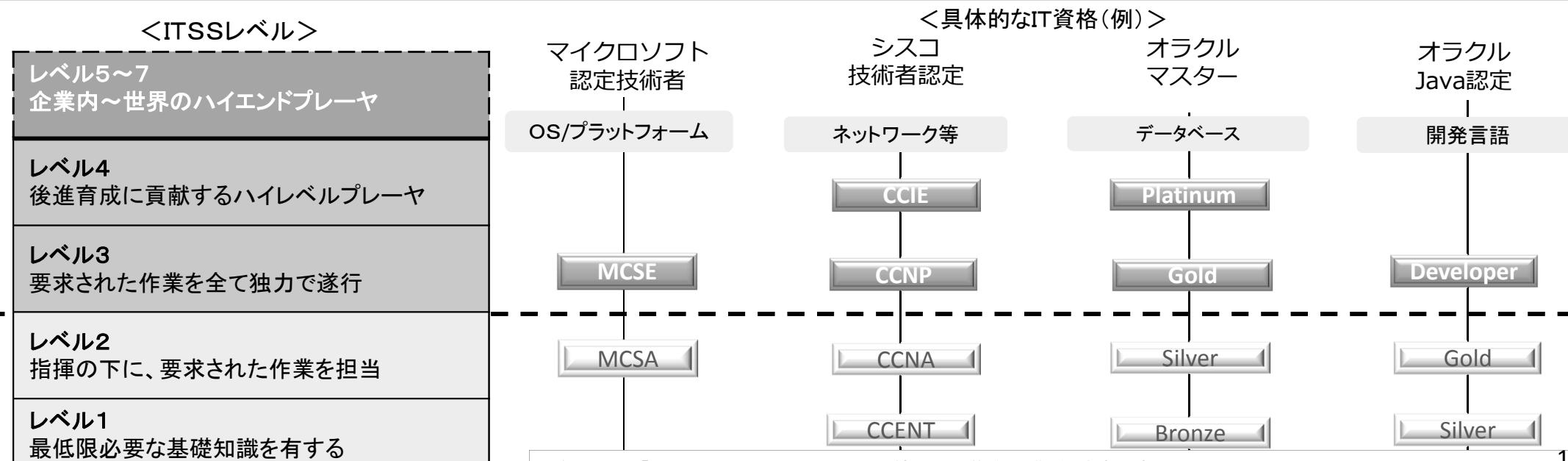
- ② 教育訓練の時間が120時間以上かつ期間が2年以内であること

(講座レベルの要件)

- ① 目標資格に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるもの ※ 資格の受験率:80%以上、合格率:当該資格の平均合格率以上、就職(在職)率:80%以上

(参考)指定に係るスケジュール

- 平成28年4月中下旬から5月中下旬まで指定希望の申請受付を行い、7月末に平成28年10月指定講座を決定(通知・公表)。最速で同年10月より指定講座が開始される予定。



(資料出所)「ITスキル標準V3 2011」((独)情報処理推進機構、経済産業省)、

「ITSSキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」(NPO法人スキル標準ユーザー協会)等より厚生労働省作成

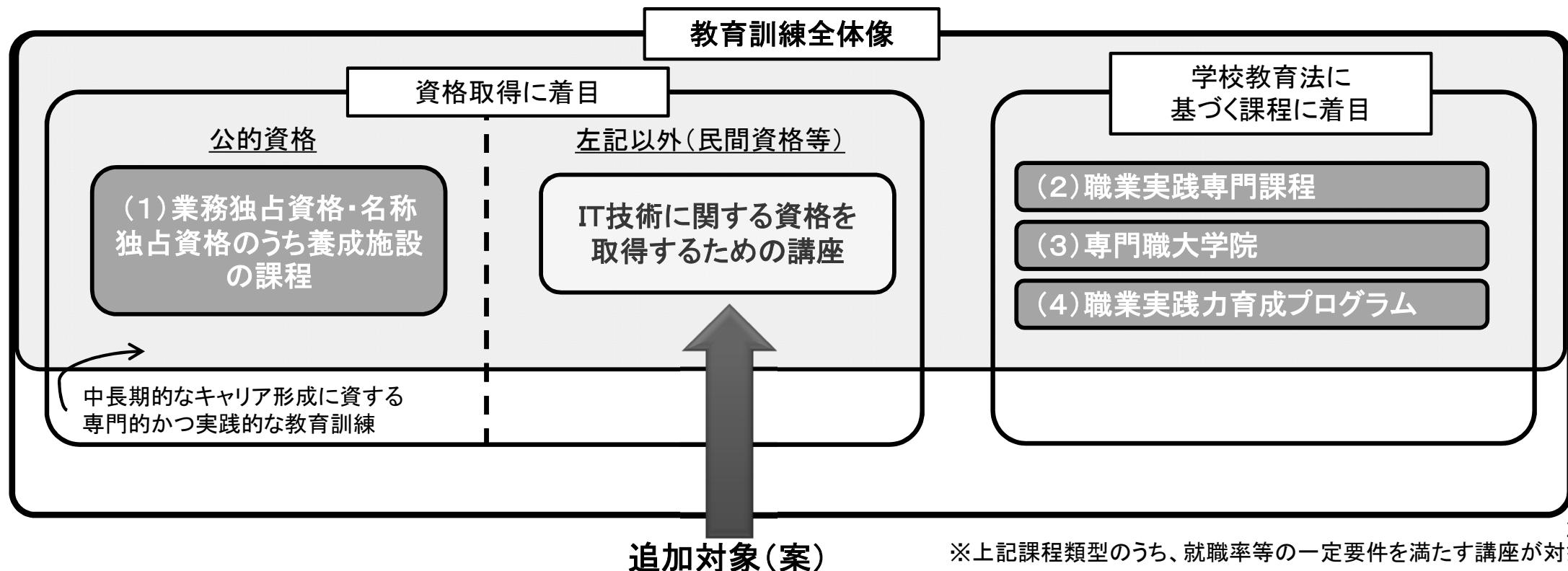
(参考)情報通信技術に関する資格取得を目的とした教育訓練の追加の考え方等について

- IT専門検討会議での検討を踏まえ、専門実践教育訓練の対象として、以下の観点から、一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目的とした教育訓練を指定対象に追加することとしてはどうか。

(追加の観点)

- ・生産性向上等の観点から情報通信技術の活用が求められていること等を背景に、情報通信技術に係る高度人材が求められていることから、情報通信技術を有する者(職業分類上の情報通信処理技術者等)は全産業における雇用拡大が見込まれること
- ・情報通信技術を有する者の人手不足が深刻化していること
- ・情報通信技術に関する資格について、技術革新の早さ等の影響を特に受ける本分野の特性を反映し、実務に直結する専門分野・担当業務の知識・技術の習得には、ITベンダー企業により提供される民間資格等が多く活用されていること

<専門実践教育訓練の位置づけイメージ>



1 基本的枠組み

- 情報通信技術分野(※)については、以下の観点から、労働者等が教育訓練を受けることにより、特に中長期的なキャリア形成に資する、ひいては雇用の促進・安定に資すると考えられ、専門実践教育訓練の対象分野として適当。
 - ・高度技術者が、ITベンダー企業のみならずその他遍く産業(ユーザー企業)で求められている結果、情報通信技術を有する者の人手不足が深刻化していること
 - ・他産業と比較して、全産業における雇用拡大が大きく見込まれること 等
 - ※職業分類(平成23年改訂厚生労働省編職業分類)のうち、「情報処理・通信技術者」等を想定
 - 情報通信技術に関する資格について、技術革新の早さ等を特に受ける本分野の特性を反映し、実務に直結する専門分野・担当業務の知識・技術の習得には、ITベンダー企業により提供される民間資格が多く活用されている実態にある。
 - 以上を踏まえれば、現行課程では専門実践教育訓練の対象と位置づけられていない、業務独占・名称独占資格以外の情報通信技術に関する一定レベル以上の資格取得を目指す教育訓練の類型であって、現行課程類型と同等の水準を満たすものについて、専門実践教育訓練として拡充することが適当。
- 〔 ○ 情報通信技術分野以外にも上記観点を満たす分野が把握された場合には別途検討を行うことが望ましい。
○ 情報通信技術に関する人材育成の観点からは、企業が従業員に行う人材育成に対して、キャリア形成促進助成金等による支援を行うことも重要。〕

2 資格の捉え方

- 専門実践教育訓練の対象となる教育訓練において取得を目標とする情報通信技術に関する資格については、資格取得により得られた知識・技術を基盤としてキャリアアップ等を実現することが期待できるものとして、ITスキル標準(ITSS)※において「要求された作業を全て独力で遂行する」ことが出来るとされているレベル3(ミドルレベル)相当以上の資格を対象とすることが適当。

※経済産業省により公表されている各種IT関連サービスの提供に必要とされる能力の分野・水準を明確化・体系化した指標
- 〔 ○ 他方、非正規労働者・子育て女性等のうちスキルが十分に身についていない方の活躍を促進する観点からは、エントリーレベルの資格試験も有用であるため、教育訓練実施機関への働きかけ等を通じ、一般教育訓練における講座拡充等も含めて検討されることが望ましい。〕

3 教育訓練プログラムの捉え方

- 教育訓練プログラムの質保証等に関する基準については、既に専門実践教育訓練として認められている課程類型の講座に係る要件と同等の基準・水準として、目標資格に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況に係る基準を設定することが適当。
- 時間数については、職業実践力育成プログラムの例を参考に、時間が120時間以上かつ期間が2年以内のプログラムを対象とすることが適当。
- 〔 ○ 現時点では、情報通信技術の経験者等が更なるスキルアップを行うための教育訓練プログラムが乏しいため、関係機関への本制度の周知等を通じ、その拡充に努めるべき。
○ そのような教育訓練プログラムが拡充されてきた際には、経験者に求められる訓練時間を勘案し、その弾力化等について検討すべき。〕